

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年11月15日(火)

杉 並 区 議 会

目 次

議員報酬に係る議員提出議案について	3
-------------------------	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年11月15日(火) 午後0時59分～午後1時13分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 議会広報係長 井口 隆央 議事係長 杉原 正朗	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係長 高橋 正美 調査担当係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴



(午後 0時59分 開会)

富本理事 それでは、議会運営委員会理事会を開会する。

議題に入る前に、11月11日に開催された特別職報酬等審議会の経過について、事務局から報告をお願いします。

議会事務局次長 11月11日に特別職報酬等審議会が開催された。区議会議員の報酬の額及び政務調査費の額並びに区長等の給与等の額の適否について区長から諮問が行われ、審議された。議会からも正副議長に出席いただき、議会の現状、議員の専門化率が高くなっていることや、費用弁償を廃止したこと、議会改革特別委員会を設置して議会基本条例の制定に向けた検討など、議会改革への取り組みなどについて説明をした。

その後、総務課長から、職員の人事委員会の勧告等の説明、事務局長からは政務調査費に関するこれまでの取り組みについての説明が行われ、その後委員からの質疑を行って、委員から意見を取りまとめたという状況である。

その内容は、議員の報酬については0.2%の減、期末手当は、3.43月を基準として据え置きをする、それと、政務調査費についても現行の16万円とするというものである。

以上。

富本理事 何か今の報告に質問等はあるか。

ちなみに、報酬審というのは何名で構成されているのか。

議会事務局次長 10名である。

富本理事 当日は全員出席か。

議会事務局次長 4名欠席した。

小川理事 今、口頭でお聞きしたが、3.43を基準というのは、今杉並区議会の場合は、本則では3.95で、平成22年度については附則で3.43としたが、平成23年度においてはまだ議決をされていない。その基準という根拠と、基準と示した、いわゆる6月期は附則でしたところだが、3.43を基準というのはどういった意味の基準と、だれが決めてだれが基準という文言を言ったのか、お伺いする。

議会事務局次長 私が今基準という言葉を使った。

では、諮問文を読ませていただく。長くなるが、区議会議員のところを朗読する。

平成6年12月1日に改定して以来、報酬の改定は行っていないが、平成18年度の特別職報酬等審議会の答申を受けて、平成20年1月1日付で、期末手当については3.6月から3.95月に引き上げた。これにより、区議会議員の平成20年度年間収入は1,062万円になり、前年より31万円増額した。

その後、平成21年度の特別職報酬等審議会の意見をもとに、期末手当については、条

例の附則により、平成21年度末までに限り3.95月から3.62月に引き下げた。これにより、区議会議員の21年度年間収入は1,033万円になり、前年より29万円減額した。

さらに、平成22年度特別職報酬等審議会の答申を受け、期末手当について、条例の附則により、平成22年度末までに限り3.95月から3.43月に引き下げ、区議会議員の22年度年間収入は1,017万円になり、前年より17万円減額した。

平成23年度については、本年6月、議員提案により期末手当の6月支給月数を1.80月から1.55月に引き下げており、現在は3.70月になっている。

なお、政務調査費については平成7年度から月額16万円の支給となっており、23区平均16万5,435円を下回っている。

という現状を説明している。

小川理事 基準という言葉は、今のを聞くと一切ない。

富本理事 ない。

今、報告があったが、きょうは12月期、3月期の期末手当について、議題とする。ご承知のとおり、期末手当においては基準日があり、12月1日が基準日なので、変更する場合にはその前までにしなければならない。流れからいえば、どういう形の議案になるかは別としても、審議をするのは議運になる。今後は委員会付託としたから。そうすると、議運は、一般的な場合では災対の日の午後と申し合わせたので、12月2日に予定をしている。それでは間に合わないので、早目に対応することになるので、初日付託にせざるを得ないということがあり、きょうお集まりいただいている。

前回、会派持ち帰りとしていたが、各会派から意見を改めてお伺いする。

杉自からだ、私から話すと、うちは附則の対応ということでした方がないという意見が大勢を占めているが、議員と職員が連動するということはどうなのかと、言われて、はい、言われて、はいみたいな形はどうなのかということに関しては、常々疑問の声も上がっている現実がある。私もそうだが、藤本議長もお出になって、いろいろ議会の現状をお話していただいているが、それがどこまで報酬審に伝わっているのかということに対して、非常に疑問を感じている現実もある。ただ、皆さんの意見も聞きながら、変えろとすれば附則で対応せざるを得ないというのがうちの会派の意見。

島田理事 附則対応で。

小川理事 報酬審の答申ということで今口頭でお聞きしたが、会派としては正式なものを見てから判断したほうがいいのではないかと。

富本理事 大体いつごろ出る予定か。

議会事務局次長 あすぐらいには。今回の報酬等審議会の答申については、最後会長一任

になっているので、原案はあすにはできるかと。それから会長との協議になる。

小川理事 原案を見て、変えるとしたならば、当然附則対応ということでは問題ないかと思うが、他区の状況とか、いつも答申を見てから決めていたので、私どもとしては、答申を見てから正式に決定をしていきたい。

山田理事 本則対応で。

小松理事 うちはこの議案に対して提案者になれないので、特に意見はない。

富本理事 前回もなっていない。

小松理事 はい。

富本理事 それはどういう意図か。

小松理事 議員に期末手当は要らない……。

富本理事 了解した。ご意見伺ってまいったが、全会一致での合意がとれなかった。ただ、原案を見てから考えるということだが、もし改正するならば附則での改正が3会派、それから本則というのが1会派、ゼロというのが1会派なので、前回も同じような状況であった。もちろん原案を見てからという意見もあるが、一応今後の段取りという話でご理解いただければと思うが、そうすると、6月期同様、もしやるならば賛同者を募って行うというようなことにせざるを得ないと思うが、それについてはご理解はいただけるか。だれかが議案を出さなければ仕方がないので。6月もそうだったが、そういう形になるが、それはよろしいか。

山田理事 うちとしては本則で変えたほうが良いという意見だが、各会派の合意形成が重要だと思うので、皆さんが附則であればこちらも合意するという形で、附則というのはいりではないかという意見。

富本理事 了解した。では、正式なことは次回の理事会のときに最終的に、民社さんとしては原案を見なければいけないということもあり、他区の状況もあるので、私ども会派としても見たい部分もあるので、そういう形で理解をいただいて、ただ日程が、改正する場合は11月30日には改正しなければいけないということをご理解いただき、ご協力をいただきたいということだけは申し添えておきたい。

では、きょうはそういうことで、ほかに特に理事会の議案はないが、次長から一般質問について話がある。

議会事務局次長 一般質問予定者が22人から26人ということで聞いている。本日今まで出ている方が10名。10名しか出てないので、あとまだ12名残っており、このままいくと、一般質問の最後が相当きつくなる。中日に一般質問が相当入るような形が予想されるという状況なので、ぜひともご協力をお願いしたい。

富本理長 会派別で状況はどうか。皆さん幹事長なので、ご協力いただいたほうがいい。

議会事務局次長 では、会派ごとに。杉自が3の予定で今2名。公明が2ということで1名。民社が4名というところで2名。共産が4名のところで3名。ネみが3ということで、まだ一人も出ていない。自民は1で、もう出ている。無所属区民派2で、まだ出ていない。創新が1から2で、出てない。みんなが1でまだ、無所属の堀部議員は出た。

富本理長 今回は全協が予定されていることもある。人数も多いから、できる限りご協力いただいて、一般質問の日は延びたといえども人数が多いので、ご協力をいただきたい。

次回は、ほかの議提も予定をされているようなので、その辺も含めて、18日、初日の11時に理事会をして、ある程度議案が固まるなり、議員提出議案がほかにも出れば、その後議運をやるという予定で一応お考えいただければと思うので、18日の11時ということでよろしくお願いをする。

ほかに何か。——では、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 1時13分 閉会)